

「コンテンツ産業国際戦略総合特区」の 指定について

【担当省庁】内閣府、文部科学省、経済産業省

国の新成長戦略であるクリエイティブ産業の競争力の向上、クール・ジャパンの海外展開に資するため、コンテンツ産業の国際人材育成とクロスメディア展開による新産業創出を担う「Creative KYOTO」の実現に向け、京都市と共同で申請した「コンテンツ産業国際戦略総合特区」について、以下の検討をお願いいたします。

提案

コンテンツ産業国際戦略総合特区の指定

- コンテンツ産業を主要な成長分野と位置づける国の「新成長戦略」等に資する「コンテンツ産業国際戦略総合特区」を特区に指定いただきたい。
- 具体的には、毎年秋に開催している国内外から多くのクリエイターが集うクロスメディア・コンテンツの祭典「KYOTO CMEX」の成果も踏まえた産業創出を図るため、常に国内外のクリエイターが集いメディア間を超えた創造的なコンテンツ制作拠点となる京都クロスメディア・クリエイティブセンターの設置をめざしている。
- そのため、就労ビザの要件緩和や特区内における自由で斬新な創作活動を支援するための著作権法の特例措置を講ずること。
また、デジタル・アーカイブやコンテンツ産業振興基金を構築するための国の無利子(低利子)融資制度の創設をお願いしたい。

※ H13年からH21年までの京都府のコンテンツ関係事業所数の年平均増加率は7.4% (全国は5.6%)

特区のねらい

コンテンツ産業は、アジア市場の拡大やIT・デジタル分野の技術革新により、大きな成長が期待できる産業

京都が先導し、各コンテンツ分野の連携により、新しい市場を構築するためクロスメディア展開を図り、我が国の優れた技術力や創作力等の力を産業成長に結びつけ、新産業を創出

京都のポテンシャル

- 京都は、太秦の映画撮影所、京都国際マンガミュージアム、映像学部やマンガ学部を設置する大学の集積、長い歴史で培われた技術の集積、IT、デジタル、印刷等の優れた技術を有するグローバル企業など、映画・映像、マンガ・アニメ、ゲームなどのコンテンツ産業に高いポテンシャルを有する

京都での展開

- 京都府内各地域の既存の集積を活かした特色あるクラスターを形成し、有機的に連携することにより、特区事業を強力に展開

▶ **クロスメディアクラスター（太秦メディアパーク）**

撮影所を中心に映画関連産業の集積がある京都市太秦地区に整備。上記の京都クロスメディア・クリエイティブセンター、協働事業の支援や著作権処理を行うリエゾン・オフィスを設置

▶ **マンガクラスター**

京都国際マンガミュージアムを核とし、町家等を活用してクリエイター人材育成のためのインキュベーション施設を整備するなど、新産業創出を促進することにより、**「マンガクラスター」を形成**

▶ **ビジネス化クラスター**

京都リサーチパークの産業支援機能やけいはんな学研都市における情報通信技術を加え、産産連携や産学公連携により、世界市場の獲得に向けた**クロスメディア展開を指向した新産業を創出**

- 国際共同制作等を促進する映画・映像撮影拠点を京都府内に整備（常設のオープンセットの整備、ロケ撮影適地の指定）
- 京都市内から亀岡市、南丹市を対象エリアに、国内外のコンテンツ関連産業の集積促進地域を指定。企業立地を促進
- 日本のコンテンツ産業の魅力を広く国内外に情報発信し、国際展開や人材交流を進めるため、国と地元京都が協働し開催している「KYOTO CMEX」については、初期の開催と同様に国の応分の負担により充実強化を図ることが必要

【必要な特例措置等】

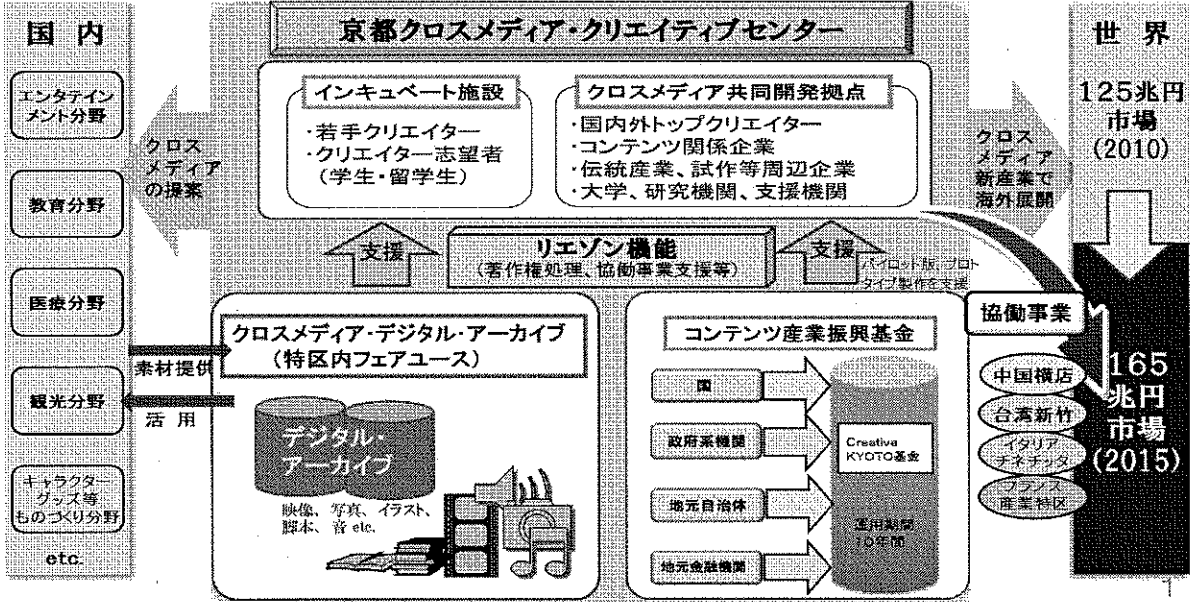
- 外国人クリエイター人材の就労ビザによる上陸許可基準（報酬要件）の緩和
- クリエイター志望留学生が特区内においてコンテンツ制作に従事する場合の就労要件緩和
- 特区内でのデジタル・アーカイブ構築及び利用に限り、著作権のフェアユースの実現
- 著作権者不明等の裁定制度について自治体への権限委譲（ワンストップ化、手続簡素化）
- 運用益活用型のコンテンツ振興基金造成への国の無利子（低利子）融資制度の創設
- 常設オープンセットにおける建築基準法（仮設建築物）、火薬類取締法（消費量）の規制緩和

【京都府の担当部局】

商工労働観光部 ものづくり振興課 075-414-4852

◆ 提案事業 (Creative KYOTO【新産業創出特区】)

◆ クロスメディア・クリエイティブセンターを中心とした Creative KYOTO の実現に向けて、京都における貴重な資源をデジタル・アーカイブ化して活用するとともに、コンテンツ産業振興基金を創設し海外向けセールス版制作等を支援することにより、産産・産学公連携による新産業創出を加速



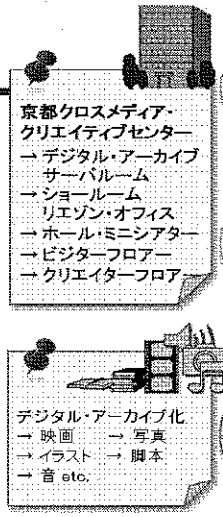
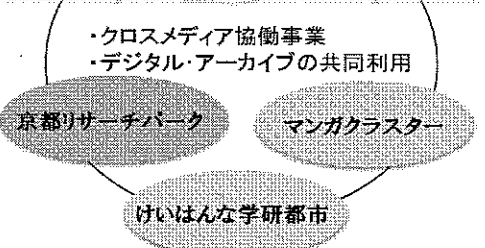
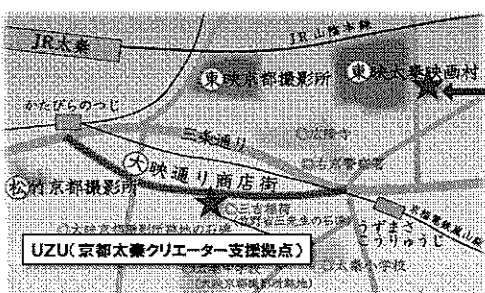
◆ Creative KYOTOの展開イメージ

◆ 各コンテンツ分野の市場を伸ばすとともに、クロスメディアによる新たな世界の巨大市場の獲得を目指し、コンテンツ産業の国際人材の育成、各コンテンツ分野間や異業種とのコラボレーション、海外需要を狙った新産業創出とクロスメディア展開を促進するため、次の拠点を整備



◆ Creative KYOTOの拠点 ① 太秦メディアパーク

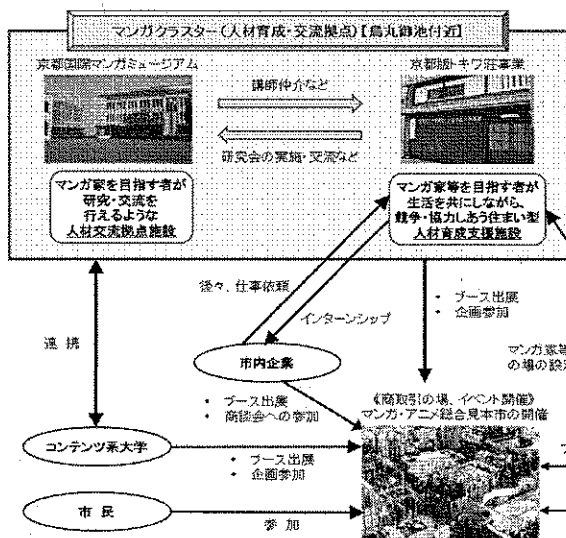
- ◆ 多様なコンテンツを制作する個人・企業を誘致し、相互の知恵・スキルの触発から生まれるイノベーション創出と、クロスメディアによる新たな産業展開をリードする「京都クロスメディア・クリエイティブセンター(仮称)」を設立
- ◆ センター内に、協働事業の支援や著作権処理を代行するリエゾン・オフィスを設置
- ◆ 協働事業に活用するクロスメディア・デジタル・アーカイブの構築と利用をセンター内において実施



- 総合特区法に基づく建築基準法の緩和、税制・金融支援**
 - ◆ 京都クロスメディア・クリエイティブセンター建築に係る用途制限の緩和
 - ◆ 立地企業等に係る税制・金融支援
- クリエイターの就労ビザやクリエイター志望留学生の就労要件の緩和**
 - ◆ 太秦地域で就労する海外クリエイターの就労ビザにおける報酬等の要件緩和
 - ◆ クリエイター志望留学生のコンテンツ制作に従事する場合の就労要件の緩和
- デジタル・アーカイブ構築及び特区内での利用に係る著作権法の緩和等**
 - ◆ 特区内利用に限り著作権のフェアユースの実現
 - ◆ 著作権者不明等の認定制度に係る要件緩和
 - ◆ デジタル・アーカイブ構築に係る財政支援
 - ◆ コンテンツ産業振興基金への金融支援

◆ Creative KYOTOの拠点 ② マンガクラスター

- ◆ 京都国際マンガミュージアムと京町家を組み合わせ「マンガクラスター(人材育成・交流拠点)」に、京都文化博物館が持つ知の蓄積を連携し、クリエイターの職住育成拠点を構築
- ◆ 総合見本市の開催や海外市場展開等により、コンテンツビジネスの活性化を推進し、市場の創出を図る



- 著作権裁定手続きの簡素化**
 - ◆ ミュージアム内において展示、研究発表等の目的で使用する資料(マンガ等)のうち、著作権者不明のものについての裁定手続きの簡素化(著作権法67条)
- 留学生の労働に関する規制緩和**
 - ◆ ミュージアム内において留学生が収入を伴うコンテンツ関連業務に従事する際の資格外活動許可手続きの簡素化及びその労働時間制限の撤廃(出入国管理及び難民認定法第19条2、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条5)
- 外国人クリエイターへの謝礼に関する規制緩和**
 - ◆ ミュージアム内において講演、作品展示を行った外国人クリエイター等に対する謝礼支払いに当たっての所得税(20%)免除手続き(租税条約に関する届出)の簡素化